

定 款

一般社団法人 富山県療術師会定款

平成 28 年 4 月 10 日一部改正

一般社団法人 富山県療術師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人富山県療術師会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を富山県射水市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、予防医学に関する、本来人体の持つ自然治癒能力を最大限に引き出す為の手段として、筋肉を調整しながら骨格を調整する手技を施術の基本とする療術(按摩、マッサージ、指圧、柔道整復師、鍼灸以外)の学理の究明及びその普及を図り、依って県民の健康を保持増進充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 予防医学に関する療術の学理研究、調査研究及び療術の普及に関

する事業

- (2) 予防医学から医事衛生行政への協力に関する事業
- (3) 予防医学から療術師の倫理の振興及び技術向上に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、富山県において行なうものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して、本会の所定の500時間の研修をした個人とする。
- (2) 準会員 この法人の事業に賛同して入会した上記以外の個人とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は準会員となるには、この法人所定の入会申込書により入会の申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 会員となる者は、総会で定める額の入会金を支払わなければならない。

2 会員は、総会で定める額の会費を支払わなければならない。

3 本条の会費のうち会員が支払う会費は、法人法第 27 条に規定する経費とする。

(会員名簿)

第8条 この法人は、正会員、準会員の氏名及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、この法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって法人法第 31 条に規定する社員名簿とする。

2 この法人の正会員、準会員に対する通知又は催告は「会員名簿」に記載した住所又は正会員、準会員がこの法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(任意退会)

第9条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会員が死亡したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この決議は、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う会員総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又はこの法人が解散したとき。

(会員証の没収)

第12条 本会の会員としての資格を失った者は、本会名称の使用を禁止するとともに会員証を返納する。

(抛出金品の不返還)

第13条 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 理事及び監事の報酬等の額
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 総会は、定時総会として毎年4月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会日より7日前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第18条 総会の議長は、理事の中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(定足数)

第20条 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及び定款に特に規定するものを除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもつ

て決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の前段の場合において、議長は会員として決議に加わることができない。

(書面表決等)

第22条 総会の決議の目的たる事項について、総会に出席することができない会員は、書面をもって表決することができる。書面表決者は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 (会長及び副会長を含む) 5名以上15名以内
- (4) 監事 2名

- 2 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最

終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第29条 この法人に顧問及び相談役をおくことができる。

- 2 顧問は、この法人に関係のある学識経験者とし、相談役は、本会の功労者又は理解者とし、いずれも総会の決議を経て会長がこれを委嘱する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会によって解任することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行なう。

- (1) 総会の議決した事項の遂行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の遂行に関する事項

(召集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及び場所を提示して、開会の7日前までに文章をもって通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 会議は、理事会においては、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 この法人の財産は、総会において別に定めるところにより、会長は、この法人の目的を達成するために善管注意をもって管理し、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、社員総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

- 第43条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、出席した会員の3分の2以上の決議を得なければならない。
- 2 この法人が重要な財産を処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を得なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第44条 この定款は、総会の決議において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって変更することができる。

(解散)

- 第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

- 第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を

経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第48条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他法令に従う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に

定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は、酒井雅宣とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。